

上海市人民政府 許昆林 副市長

CC：上海市人民政府 尚玉英副秘書長

CC：上海市商務委員会 華源主任

平素より在上海日系企業のビジネス環境整備にご配慮とご支持をいただいていることに感謝申し上げます。また、このたびの中華人民共和国建国 70 周年に対して、心よりお祝い申し上げます。

さて、このたび、上海市のより良いビジネス環境の創出に貢献すべく、昨年引き続き在上海日系企業が直面するビジネス上の課題をもとに「上海市のビジネス環境改善に向けた建議」をとりまとめましたので、別添のとおり提出いたします。

今回の建議は、「環境規制」、「安全規制」、「貿易」、「通信」、「都市計画」、「会社運営」、「金融」、「税務」、「サービス産業」、「上海市の政策（自由貿易試験区）」、「地域性外国商会」の 11 分野、計 100 項目からなります。いずれも在上海日系企業の率直な意見、すなわち日系企業の「生の声」をもとにまとめたものです。

本年 3 月 28 日に許副市長主導のもと開催された座談会において問題提起された後、実際にコンビニやチェーン店の許認可取得にかかる日数と手続きが大幅に削減されたことに関しては、心より感謝を申し上げます。一方、建議の中には、昨年から引き続き提起されているもの、前述の座談会にて市政府関連部門から一定の回答を得たものも含まれておりますが、日系企業としては引き続き問題解決が十分に図られておらず、より一層の改善を期待しているものです。

つきましては、これら問題の具体的な解決につなげるためにも、市政府関連部門と相互に意思疎通を図るため、座談会等の形で本建議書を議題とした議論の場を改めて開催頂けるようお願いいたします。

上海市政府におかれては、近年良好なビジネス環境の創出を重要な政策課題として掲げ、「一網通弁」の実施をはじめ、具体的な改革、開放を積極的に推進されていることに敬意を表します。さらには、このたび設立された自由貿易試験区臨港新エリアや長江デルタ一体化政策の進展に、日本企業も大いに期待しており、その発展に向けてしっかりと貢献してまいりたいと考えております。

本建議をもとに、上海市のビジネス環境がより一層改善されていくことを切に期待しております。

2019年10月18日

上海日本商工クラブ理事長

小川 良典

ジェトロ上海事務所首席代表

小栗 道明

在上海日本国総領事（大使）

磯俣 秋男

2019年上海市のビジネス環境改善に向けた建議

	大項目	小項目	建議内容	効果
1	I. 環境規制	1. 法制度に起因する問題	策定中の長江デルタ地域一体化発展3年行動計画に具体的な目標と措置を組み入れるとしている点は歓迎するものの、引き続き市政府は産業別・開発区別の中長期的な環境規制を明示し、工場移転を求める際には、十分な移転補償を準備して頂きたい。	企業が中長期的な事業計画を立てやすくなり、上海における事業を行いやすくなる。
2			技術的な観点、関係各方面の意見聴取、審査などの手続きを取る点は歓迎するものの、引き続き費用対効果を再度検討し、規制値のバランスを見直し、適正化を図って頂きたい。	費用対効果の改善により、企業の対策コスト削減が図られ、納税額の増加や再投資に繋がる可能性がある。
3			環境保護評価の自主検収に係る細則に関する市政府の活動を歓迎する。政府監査の合否基準や自主検収ガイドラインを整備するとともに、環境法執行にあたる職員が所持する法執行証明書の雛形を関係部門HP等に掲載し、検査時に検査員の身分と職責を明らかにすることを義務付けて頂きたい。	企業の自主検収に関する書類作成のレベルアップにつながり、政府監査における検収作業コストと時間の節約につながる。また検査の正当性が証明されることで、企業側もきちんとした対応を執ることができる。
4			生産設備増設等申請の審査期間の短縮を図って頂き、不許可の場合には、例えば「建設プロジェクト環境保護場管理条例」第11条の第1項から第5項のいずれに該当して不許可なのか、具体的な法的根拠を示して回答して頂きたい。	企業が事業計画を立てやすくなるとともに、不許可理由を理解することで、対策を立てることが可能になるなど、事業環境の整備につながる。
5		2. 政府役人等の運用に起因する問題	「上海市環境保護に関わる公務員清廉就業規範」の規定の厳格な執行により一部の担当官による指定設備購入命令を撤廃していただき、このような事例発生時における外国企業向けの中立的な相談窓口を設置して頂きたい。	法執行の透明性が向上し、事業環境の改善につながる、

	大項目	小項目	建議内容	効果
6			悪質な環境コンサルタント、不良な環境設備やその製造業者の取り締まりを強化して頂きたい。環境影響評価機構への管理及び集中検査の結果、不合格となった機構をHPに掲載するなど、情報提供をお願いしたい。	企業の不必要な環境投資を防ぐとともに、優良業者の選考がしやすくなり、優良企業の育成にもつながる。
7			「上海市環境保護に関わる公務員清廉就業規範」の規定の厳格な執行をお願いしたい。引き続き企業に対する設置命令、測定命令には根拠を示し、必要最小限の行政指導として頂きたい。	法執行の透明性が向上し、企業側が行政指導の根拠を明確に理解することができ、事業環境の改善につながる。
8			生産制限命令等の法令根拠については理解するものの、企業が必要な対応を取るための時間やコストについて十分配慮いただき、過剰な生産制限命令の抑制と十分な周知期間の確保を図って頂きたい。	予見性が向上し、企業が生産計画を立てやすくなり、事業環境の整備につながる。
9		3. 産業廃棄物の処理場の不足	全般的な処理能力拡張は歓迎するものの、処理事業者単位での処理能力が制限されているために、依然として問題解消には至っていない。適切な処理業者を誘致して産業廃棄物の処理能力を拡充したり、越境処理を安定的に利用できるよう、配送、登録等の基準を整備したりして頂きたい。	企業活動におけるコスト低減と、事業環境の整備につながる。
10		4. 塗料などの危険物の保管場所の確保	環境と安全に配慮した上で、塗料等の危険物の保管場所を十分に確保頂きたい。	企業活動におけるコスト低減と、事業環境の整備につながる。
11		5. サプライチェーンに配慮した猶予期間の設定	環境保護法および上海市環境保護条例において生産停止等の措置が可能である点は理解しており、企業も原料サプライヤー等の法規制遵守状況の確認は必要と認識している。一方で、新たな環境規制導入や規制値強化により環境規制が強化される場合には、その対応に時間がかかる場合もあるため、法令の内容を十分に周知するとともに、被規制業種が対策を講じるのに相応な猶予期間を確保して頂きたい。	事業における予見性を得られることで、企業の事業計画を立てやすくなり、リスク管理も行いやすくなるなど、事業環境の整備につながる。

	大項目	小項目	建議内容	効果
12		6. 資源リサイクルビジネスの促進	上海市として資源リサイクルに取り組んでおり、改善が進んでいる。一方でいまだリサイクルできない廃棄物もあることから、再資源化をより一層進めるためにも、引き続き環境にやさしい処理業者を保護・育成しつつ、処理業者の参入条件を明確にし、業者間の競争を活性化して頂きたい。	リサイクル産業を育成・新規参入を促進することで、資源の効率的な利用が進み、最終処分量が減少し、用地の有効活用にもつながる。さらに環境先進都市としての位置づけも得られる。
13		7. 土壤汚染防止法の施行後の市政府による体制整備	土壤環境調査、評価、修復、監理、研修を行う第三者専門機構については、年次評価の実施とその結果の公表がなされており、透明性が向上している。一方で土壤汚染修復にあたって、汚染の処分責任者を決定するための体制は十分とは言えない。土壤汚染には高額な費用が掛かることから、汚染の処分責任者を決定するにあたり第三者機関を設立するなど、市政府による体制の整備をお願いしたい。	公平な調査・審査機関による判断がなされることで、企業側の納得感も増し、事業環境の改善にもつながる。
14	Ⅱ. 安全規制	1. 危険化学品の取り扱い	外高橋保税区における上海市の取組について一定の評価をするものの、危険化学品の輸入について、適切な安全基準を設け、保税通関を行って頂けるよう、引き続き取り組んで頂きたい。	製造業に危険化学品の取扱いは不可欠で有り、工業が盛んな華東地域での需要は高い。保税扱いでの危険化学品の輸入が再開されれば、上海の港湾の魅力及び競争力を高めることが可能となる。
15			上海市における提言等について評価するものの、危険化学品鑑定用サンプルや安全性試験用のサンプルについて、備案のみで製造・輸入、輸送等が可能とする手続きについて、具体的な方法や連絡先等を詳細に示して頂きたい。	既存の法規制・標準を明確なものとし、事業者及び行政当局の法の遵守が円滑化される。
16			化学研究用サンプルについては、新化学物質環境管理弁法と同様、年間100kg以下の場合は備案扱いとして頂きたい。	既存の法規制・標準を明確なものとし、事業者及び行政当局の法の遵守が円滑化される。
17			少量危険化学品の一般品との混載ルールを実現頂きたい。	物流が効率化することにより、運輸由来の環境負荷が低減される。

大項目	小項目	建議内容	効果
18		<p>危険化学品経営企業の主要責任人が安全資格証書を取得した当該企業の法定代表人でなければならないという規定の運用を柔軟化して頂きたい。法定代表人が当地に常駐していない場合は、それをきちんと証明すれば、代理人が資格試験を受講、受験することで認めているとのことであるが、実態は必ずしもそうになっていないことから、引き続き運用を柔軟化して頂きたい。</p>	<p>実態に即した運用となり、行政としても企業の実態把握が可能となる。</p>
19		<p>危険化学品経営許可が必要な混合物を経営許可品目に追加する際、「危険化学品目録実施指南(試行)」では必要とされていない危険化学品の物理危険性の鑑定を求められる事例が浦東新区で生じている。どのような混合物が危険化学品経営許可が必要なのかについて基準を明確にし、混合物のタイプに応じた申請方法、必要な書類を示して頂きたい。</p>	
20	2. 消防規制	<p>様々なツールを通じて情報公開に努められていると理解しているが、消防に係る規制や基準が改正された際には、より速やかに通知するとともに、必要な場合には準備対応するための相応の猶予期間を頂きたい。</p>	<p>消防規制の遵守及びより効率的な執行が実現される。</p>
21	Ⅲ. 貿易 1. 事前教示の確立	<p>通関一体化により業務の単純化、省力化を感じられるようになった一方で、税関総署令236号により事前教示制度が明確化されたが、輸入の三カ月以上前の貨物に限る等、事前教示を行うための制約条件が厳しく、実際には申請が出来ない状況となっていることから、認証企業に対してはその条件を緩和する等の柔軟な措置を検討頂きたい。同一商品において品名変更が複数回あり、その度に通関手続きがストップして、納入遅延に繋がった事例がある。</p>	<p>既にある制度を企業がより使いやすくするための建議であり、本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。</p>

大項目	小項目	建議内容	効果
22	2. 通関一体化	通関一体化により業務の単純化、省力化を感じられるようになった一方で、税収センターの専門的見地による税番分類と、各地税関が今までに行った分類番号が異なり、不足税額が発生するケースが散見されている。税番分類コンサル会社による「分類意見書」を取り付けている場合も含め、輸入者が事前に税番を確認していることが確認できる場合には、税関法第62条等による1年間遡及した補税支払いの適用を除外して頂きたい。	予見可能性が向上し事業環境の改善につながるものである。税番分類は通関の重要な要素の1つであり、本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。
23		2018年下期より、税関より輸入通関申告時間の短縮が求められている中、空港税関(72時間)、外高橋税関(48時間)、外港税関(24時間)それぞれで要求が異なるが、できれば72時間に統一して頂きたい。また、企業運営の実態に即して、休日における時間のカウントはしない等の検討を頂きたい。	本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。
24	3. 通関手続付属書類の簡素化	税関はペーパーレス化改革に取り組んでおり、以前に比べて簡素化ははかられているが、通関手続きの際に、本来不要である書類の提出を求められる事例もある。速やかに通関できるよう、こういった際に相談できる相談窓口を設置し、早急な解決に努めて頂きたい。	本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。
25	4. 三国間貿易	前回の建議書にて回答頂いているところであるが、実際の運用では引き続き問題に直面する事例が散見される。自貿区にある外資企業が行う三国間取引は重要なビジネスであり、今後も一定の要件を満たす場合について円滑な取引が行えるように規制の撤廃または大幅に緩和して頂きたい。	日系企業が上海を三国間貿易の決済センターとすることは、上海市政府の国際金融センター建設という目標と整合すると考えられる。

	大項目	小項目	建議内容	効果
26		5. 自主的な修正申告の定義	通関後の輸出入申告事項につき、「税関輸出入貨物通関申告書修正及び取消管理弁法」第7条にはその修正可否が規定されておらず、修正が認められない場合が多いため、自主的な修正申告の可否を明確にして頂きたい。	企業の遵法意識からの建議であり、自主的な修正申告が認められることは適切な納税が行われることにつながることから、本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に含まれると考える。
27		6. AEO認証	2018年下期公表された新基準に基づくAEO認証評価標準と方法が不明確である。認証を申請して不許可となった場合、再認証の申請が1年後となっているが、問題点を改善した企業には再認証の申請を早期に行えるよう検討頂きたい。	既にある制度を企業がより使いやすくするための建議であり、本年3月の政府活動報告「通関の円滑化水準の向上を急ぐ」の通関の円滑化水準の向上に合致する。
28	IV. 金融	1. 金融市場の自由化	金融自由化に向けた動きをさらに加速するとともに、そのスケジュールをより具体化・明確化頂きたい。	上海市側による金融市場の自由化のロードマップについての見方をご教示いただくことで、企業が今後の企業経営に生かすことが可能となる。
29		2. 為替管理 (1) 外為管理規制	域外貸付業務などの際、外貨・元の対外支払に対する取引ができない事例が発生しており、法令法規で明確な禁止規定がない限り決済に制限をかけない等、透明性の高い運用を行って頂きたい。また、全国で統一した、明確な外貨管理規定の定着化をお願いしたい。	企業の実需に基づく合法的な対外決済に支障をきたせば、対中投資に対する潜在的リスクととらえられかねないが、そういったリスクを払拭できる。
30			人民元売・外貨買の為替予約を行う場合、外貨買い後5日以内に送金しなければならないルールが存在するが、為替リスクヘッジを妨げる要因であるため、見直して頂きたい。現状運用では送金期日が外貨買い後5日もないケースも発生している。	為替リスクをヘッジ手段を確保しておくことは、2020年までの国際金融センター建設を目指す上海にとって必須のツールであると考えられる。
31		(2) 外国送金の手続き透明化・簡素化	経済環境により、送金・着金が困難になることがあるが、規則通りに統一した対応をお願いしたい。	経済環境に左右されず金融当局が統一した対応をとることにより、企業は安心して本業に集中することが可能となる。

	大項目	小項目	建議内容	効果
32			5万米ドル以上の送金は、求められる資料が多く、銀行・エリア・時期によって求められる書類が異なる。提出書類を必要最低限のものとして、統一して頂きたい。	手続きの時間を節約できれば、事業展開する企業のコストの低下が可能となり、2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における行政簡素化に添う。
33		(3) 両替	個人の外貨人民元両替限度額の拡大、個人口座に対する国外からの人民元クロスボーダー送金の解禁をお願いしたい。	両替限度額を拡大することにより生活に支障が出ることを回避できる。
34			外貨管理局の規定で、「保険会社は外貨利益以上の金額を人民元に両替できない」となっており、保険会社をはじめとする他業種（特に金融）にも困難をきたしているため、本規定を廃止頂きたい。	より柔軟な経営が可能となり、企業の発展に繋がる。
35			外貨管理に係る法令解釈等の地域差が大きく、特に人民元から外貨への両替に関する窓口指導内容が地域により異なり、混乱が生じているため、統一して頂きたい。	企業側の混乱を回避できるとともに、より透明性の高い行政手続きにより中国のビジネス環境が改善する。
36		3. 資金管理 (1) 短期資金管理	現在、銀行管理監督委員会（CBRC）の指導に基づき、短期運転資金のロールオーバー借入が出来ず、資金調達環境は柔軟性を欠いているため、当該指導を撤回して頂きたい。	企業側のコスト低減に資する。
37			2015年8月6日付「最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定」で企業間の金銭貸借が認められたにもかかわらず、人民銀行「贷款通则」には人民銀行から許可を取得した金融機関のみが貸付業務を可能とする条文（21条）が残るため、企業グループ内を含めた企業間の転貸が出来ない状況にある。この転貸禁止ルールを廃止して頂きたい。	企業側の混乱を回避できるとともに、2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における、情報の相互連絡・共有する政府サービス体系に添う。

大項目	小項目	建議内容	効果
38	(2) グループファイナンスと税制	グループファイナンスを拡大するため、銀行の金利にスプレッドを付加して転貸した場合にも、他国と同様にスプレッド分のみ課税対象とするよう規定を見直して頂きたい。プーリング方式で資金集中・貸付を行う場合、受取利息に係る課税が二重に発生する点についても見直して頂きたい。	課税対象の見直しが可能になれば、企業のコストは低減する。
39		過小資本税制において、企業は関連会社からの借入がその純資産の2倍（金融会社は5倍）を上回る部分を損金処理できない場合があり、グループファイナンス拡大の妨げになっている。この係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるよう、規程を見直して頂きたい。	この借入の計算が可能になれば、より多くの資金を関連会社に貸付けすることが可能となる。
40		国内銀行借入を利用した投資資金の海外向け融通について、国内での資金融通にあたって銀行借入を投資目的で利用することを禁ずる「三原則一手引」の対象となるかについてルール上明記がなく、不明確であるため、対象とならない旨を明確に認めて頂きたい。非貿易項目について、用途を明示した上でなければ借入が行えず実務対応が煩雑になっている点も改善を検討頂きたい。	銀行借入を原資とした投資資金の海外企業向け融通が明確に認められることで、グローバルでの人民元資金融通に対する懸念が減ることとなり、当局が進める人民元国際化及び上海の国際金融センター化の一助となる。
41		税務ランクの高い企業やある一定の要件を満たす等の企業は、従来より円滑・柔軟に取引・送金出来るよう、海外非貿易送金に関する規制の緩和をして頂きたい。	貨物のように実体が見えづらい取引についても、送金ができる。（冒頭の、金融市場の自由化ロードマップとも関連）

	大項目	小項目	建議内容	効果
42			2018年1月、銀行保険管理監督委員会より「委託貸付にかかわる新しい管理規定」が公布され、委託貸付原資や資金用途を厳格に管理することとなったが、これによりグループ企業間の合理的な資金融通に支障をきたさないよう、本制度を緩和頂きたい。	グループ企業間の血流である資金の移動に支障を来さないようにし、円滑な企業活動を維持できる。
43	V. 税務	1. 税制	連結納税制度を導入して頂きたい。	中国内の企業グループとしての税引後損益管理が支障無く行うことができるようになり、外資系企業にとって当地が一層魅力的な投資先となる。
44			税務上の繰越欠損金の繰越年限を延長して頂きたい。	中国経済の変化に影響を受けにくい安定的な企業経営が可能になり、中国経済の安定化にも繋がる（なお、香港では繰越年限そのものが存在しない。）。
45			「帯徴税」制度を外資の年商500万元以下の企業でも利用できるようにして頂きたい。	当制度の利用により、関連財務、税務コストが低減することが期待でき、外資系企業にとって当地が一層魅力的な投資先となる。
46		2. 税制運用	輸出取引における増値税還付手続きを簡素化して頂きたい。	企業の税負担・業務上の負担が軽減されるほか、還付入金迄の期間の短縮が期待され、安定的な企業運営が可能になる。
47			増値税発票の完全電子化等を取り入れて頂きたい。	発票の現物管理が不要となり、システム化による効率化・自動化等が可能となる。これにより、行政・企業双方の負担軽減が実現する。

大項目	小項目	建議内容	効果
48		<p>増値税専用インボイスについて、毎月のインボイス額と枚数が限定されており、増額のインボイス発行の申請手続きが複雑で不便であるところ、売上げの増加に伴うインボイスの額面増加（百萬元単位以上のインボイス）申請の簡素化を検討頂きたい。また、毎月のインボイス額と枚数の拡大も検討頂きたい。</p>	<p>申請手続きの簡素化により、企業の事業規模の変化に起因する事務負担増加を回避することができ、企業にとって当地が魅力的な投資先となる。</p>
49		<p>輸入増値税について、税務局と税関のデータ照合システムの不具合を改善頂きたい。また、システムエラーにより税務局・税関に個別申請を行う必要がある場合は、手続きを簡素化して頂きたい。</p>	<p>システム改善により、行政・企業双方の負担軽減が実現する。</p>
50		<p>中国税務当局による税法（特に移転価格税制やPE課税関連）の解釈や取扱いを均一化して頂きたい。</p>	<p>税務当局の解釈や取扱いの地域差によってもたらされる混乱や負担が解消されることにより、企業が効率的に事業を行うことができる。</p>
51	<p>3. 物流事業者に対する徴税</p>	<p>倉庫開発で政府からの開発許可条件として課される「納税ノルマ」を、物流事業者に対しては免除頂きたい。</p>	<p>物流事業者に対する「納税ノルマ」の免除により、このような問題が解消され、上海市の物流を一層活性化することができる。</p>
52		<p>上海市内の倉庫が周辺地域へ移転する（させられる）ケースが増えているが、荷主が工場や店舗等の拠点を引き続き上海市に置いている場合、当該倉庫を通じた税収は上海に帰属するため、周辺地域の行政が倉庫開発に対して納税ノルマを課す状況となっている。長江デルタ経済一体化政策に鑑みて、物流事業者に過大な納税ノルマが課されないように配慮頂きたい。</p>	<p>この問題が解消されることにより、上海市の物流を一層活性化することができる。</p>

大項目	小項目	建議内容	効果
53	VI. 通信 1. 通信事業の参入規制緩和	基礎电信业务及び付加価値电信业务（特にプライベートクラウドを始めとしたクラウド事業）への参入に関する外資規制（合弁会社に限定された参入形態、最低資本金等）の早期の包括的な撤廃に向けて、上海市の中央に対する影響力を行使するとともに、現行制度下の過渡的な措置として、外資系企業による付加価値电信业务参入の明確なモデルケース（ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続）を提示いただきたい。	通信事業に関する中国のWTO上のコミットメント（外資出資比率の上限及びサービス提供地域に関する制限の段階的撤廃）の早期達成及び中国情報通信市場における上海市の競争力向上等に寄与する。
54	VII. 都市計画 1. 移転に係る現実的な退去期限の設定	産業構造調整の影響を受ける企業の立ち退きを適法かつ合理的に実施しようとする姿勢は歓迎するものの、移転要請通知から退去期限までの猶予期間が著しく短いケースがあるため、退去期限について現実的な期限を設けて頂きたい。また、レンタル工場の場合には、土地所有者だけでなく、入居者にも合わせて通知することを徹底頂きたい。	企業の生産、投資計画の変更が最小限で済み、地域住民である従業員の雇用・生活の安定がはかれる。
55	2. 移転時の代替地の確保	企業側に対し短期間での移転を要求する場合、予め代替候補地を複数用意し企業に提示して頂きたい。その際、長江デルタ経済一体化政策に鑑みて代替地の確保及び提供について協力頂きたい。	移転要請をきっかけとする企業の事業整理・撤退を避けられる。
56	3. 対象企業への明確な通知	移転を求める場合には、その根拠を明示した正式な公文書の発行をもって早期に企業に明確に通知するよう、工業園区に対して指導頂きたい。	既に進出している日本企業の追加投資や、新たに上海市への投資を検討している日本企業の判断にプラスに働く。
57	4. 権利登記にかかる救済措置	早期に進出したため、土地や工場に関する権利登記書について適切に取得及び更新が行えていない企業に対し、当時の経緯を踏まえて円滑に必要な書類の取得や更新を経て移転が行えるよう、権利登記の整備に関し救済措置を設けて頂きたい。	既に進出している日本企業の安定的な事業展開や追加投資につながる可能性がある。

	大項目	小項目	建議内容	効果
58		5. 公正な賠償額算定	工業園区は賠償額算出後、評価・計算結果を企業に通知し、企業はこれに対して異議申し立てが可能となっている。運用上必ずしもそうならないケースが見られることから、運用を徹底して頂きたい。	上海市に対する信頼度が上がり、既に進出している企業の安定的な事業展開や追加投資、新たに上海市への投資を検討している日本企業の判断にプラスに働く。
59		6. 区外や市外への移転に係る救済措置	都市計画に基づき、地域の発展に協力するために移転する企業が、それにより労務、税務上の問題（税務調査への対応など）に直面することのないよう、特例的措置を設けて頂きたい。	既に進出している日本企業の安定的な事業展開や追加投資につながる可能性がある。
60			上海市内の企業が区を移転する場合、一日で全ての承認を完了して頂きたい。また、税務局に対して、法人、代表処の清算に不当に時間をかけることをやめ、審査期限を制度化するよう指導して頂きたい。	既に進出している日本企業の安定的な事業展開や追加投資につながる可能性がある。
61		7. 賃借人の権益保護	都市計画に基づく再開発に賃貸工場が含まれ閉鎖・移転が必要となる際には、入居者に対する通知や賠償が適切に行われ、地域に雇用と税収を生み地域経済に貢献してきた賃借人の権益が適切に保護されるように、契約条項の見直しなども含めて関係者に指導頂きたい。	既に進出している日本企業の追加投資や、新たに上海市への投資を検討している日本企業の判断にプラスに働く。
62	VIII. 会社運営	1. 行政手続き	会社設立、登記変更において担当者によって対応が異なることが散見されることから、手続き窓口担当者のレベルアップ、判断基準の統一をお願いしたい。	企業の負担を緩和し、外国企業がより容易に進出できるようになる。
63		2. 制度変更に係る周知期間の確保	制度変更の際は対応準備のための十分な時間的余裕を持って通知頂きたい、また、実施細則も早く公開・実施して頂きたい。	企業の負担を緩和し、外国企業がより容易に進出できるようになる。

大項目	小項目	建議内容	効果
64	3. 就業許可制度	<p>駐在員の業務開始時期につき、柔軟な対応をお願いしたい。駐在員は中国政府より発行された「就業許可通知」を受領した上で入国しており、現地法人と労働契約を締結の上、「就業許可証」を申請している。一方、出入国管理法上、就労は（通常「就業許可証」取得後に申請する）「居留許可証」取得後のみ許可されているため、労働契約開始日から「居留許可証」取得までに一ヶ月程度を要するが、新任者がこの間就労出来ないのは現実的ではない。これまで、上海市政府によるオンライン申請の導入や、就業許可申請と居留許可申請の申請順序を逆にすることによる両許可証取得までの日数短縮等の取り組みにより、両許可証取得の所要期間については一部短縮化を実現しているものの、未だ所要日数は長いのが実情。また、海外から中国への赴任にあたっては生活に必要な荷物を航空便にて中国に送り、免税を享受できる「簡易通関手続」を取ることが一般的である中、この簡易通関手続は、「居留許可取得前」に行う必要があり、かつ、数日間パスポートを税関に預ける必要もあることから、所要日数に影響している。については、遅滞なき業務遂行を実現すべく、労働契約開始日から「居留許可証」取得までの期間内の就業要件を緩和頂くか、各許可証の取得に要する期間を短縮頂きたい。</p>	<p>この点改善されることにより、日本の駐在員は人事異動期に当地で遅滞なく業務に従事することができ、会社運営が安定化する。</p>
65		<p>就業許可制度について、高い技術を持つ人材に関しては、60歳の年齢制限と大卒の学歴制限を緩和して頂きたい。</p>	<p>学歴が無い或いは年齢が高くてもキーマンになる技術者がいることから、このような事情にも柔軟に対応できるようにすることにより、高い技術を持つ外資企業がより容易に進出できるようになる。</p>

大項目	小項目	建議内容	効果
66	4. 研修制度	上海市食品薬品监督管理局から公布・施行された「上海市食品从业人员食品安全知识培训和考核管理办法」について、研修の内容などに関する細則を示して頂くとともに、企業運営の実態に即した運用となるよう、運用方針の策定前に企業から意見を聴取する場を設定して頂きたい。	細則を示すことにより、企業が行政の要求に沿った取り組みを適切に行うことができる。また、企業運営の不要なコスト増を防ぎ、業績の停滞を回避することができる。
67		保険会社経営者層への研修制度について、報告義務等の一定のルールのもとでの社内研修による代替など企業運営の実態に即した運用を頂きたい。また、保监会（協会）が主催する研修については十分な周知期間をもった通知を頂きたい。	研修を効果的・効率的に実施できるよう工夫することにより、企業側に研修の内容が一層浸透しやすくなり、行政のニーズに沿った企業運営が可能となる。
68	5. 労働法制	過度な労働者保護を見直して頂き、企業の競争力の強化につながるよう、柔軟な労働法制の運用を頂きたい。特に、労働仲裁において、公平な視点で裁定がなされるよう仲裁制度（又は裁定の基準）を見直して頂きたい。	企業の競争力の向上により、当地において生産される製品や提供されるサービスの質が向上する。
69	IX. サービス産業 1. 養老・介護	医療ライセンスを保有していない養老サービス事業者に対しても、執業看護師の登録及び5年ごとの執業看護師資格の更新を先行的に認めるなどの制度を緩和頂きたい。	日本企業が提供する日本式デイケアサービスにおいて、執業看護師の常駐が可能になり、重度の要介護者に十分かつ安全なサービスを提供することができる。
70		外資の非営利性養老サービス事業者に対しても、非営利性組織を設立することを認め、奨励補助金の給付を受けられるよう制度を緩和頂きたい。	外資の非営利性養老サービス事業者も非営利性組織の形態で設立することができ、奨励補助金の給付を受けることで、質とレベルの高い養老サービスを高齢者に対して提供できる。

	大項目	小項目	建議内容	効果
71			長期介護保険の対象業者の指定を受けるための申請手続を簡素化頂きたい。	養老サービス事業者が速やかに市場に参入でき、高齢者に対して質とレベルの高いサービスを提供できる。
72			品質及び安全性の高い福祉用具の規格標準化、認定制度を導入頂きたい。	養老関連製品を販売する事業者が品質及び安全性の高い福祉用具を速やかに市場に展開することができる。
73		2. その他サービス業	飲食店等が安定的に事業を継続できるよう、5～10年の賃料固定の定型契約制度を導入頂きたい。	サービス業の安定的な発展につながる。
74	X. 上海市の政策（自由貿易試験区）	1. 自由貿易試験区	上海自由貿易試験区における大胆な開放政策の実施をお願いしたい。	法治化、国際化、利便化された商業環境ならびに公平、統一、効果的な市場環境の形成につながる。
75		2. 輸入緩和拡大 (1) 食品	乳製品、肉類、野菜・果物等の青果物等の輸入規制について、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき早期の緩和措置の検討をお願いしたい。	中国の市民に多彩で豊富な日本食材を提供できるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にも繋がり、中国の輸入関税などの収入増や消費の活性化にも貢献できる。
76			福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、一部の食品、農産物に関して輸入の再開を認めていただき感謝するが、引き続き日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直して頂きたい。	中国の市民に多彩で豊富な日本食材を提供できるようになり、市民の食文化がより一層充実し、食生活の質の向上にも繋がり、中国の輸入関税などの収入増や消費の活性化にも貢献できる。

	大項目	小項目	建議内容	効果
77		(2) 化粧品・美容品	届出済の非特殊用途化粧品の更新に関して、上海市関連部門を通じて国家薬品监督管理局に更新規定の策定を要望するとともに、上海市において更新手続の実施頂きたい。	既に流通している届出済非特殊用途化粧品のうち更新が迫っている同化粧品について、更新手続が適切に行われることできるようになり、消費者が引き続き同化粧品を購入することができる。
78			「上海市輸入非特殊用途化粧品初回輸入の備案資料監督検査基準（試行）」の運用に当たり、「化粧品監督管理条例（草案）」の発効も見据えて、全国一律の合理的かつ公平な運用制度に緩和頂きたい。	中国国内に広く販売展開する化粧品企業が、上海市以外の他地域における運用状況とのバランスも踏まえた輸入販売体制を構築することができる。
79			非特殊用途化粧品の備案化に関して、届出書類提出の窓口人員の確保や審査基準体制を構築頂きたい。	非特殊用途化粧品の備案化の移行がスムーズに行われるようになり、化粧品企業が同化粧品を早期に輸入販売することができる。
80			中国国外で生産された輸入化粧品の製品登録に際して、備案時に要求されている販売実績証明書（自由販売証明書）の提出を不要とする規制を緩和頂きたい。	化粧品企業が、日本等の中国国外で発売された最新かつ革新的な化粧品を早期に製品登録し、中国国外及び国内の同時期販売をすることができる。
81			備案完了前の非特殊用途化粧品について、社内教育目的の少量サンプル品の輸入を認める簡易届出制度を制定頂きたい。	化粧品企業が十分な販売体制を構築し、中国国外及び国内の同時期販売をすることができる。
82			通関に係る必要手続のワンストップサービス化を確立頂きたい。	上海に拠点を有する多くの化粧品企業が速やかに通関に係る必要手続を進めることができる。

大項目	小項目	建議内容	効果
83	(3) 30認証規制	国家認証認可監督管理委員会と上海自由貿易試験区が協力覚書を締結し、上海自由貿易試験区での30認証規制の認証プロセスと要提出書類を簡素化するとされていることから、引き続きさらなる簡素化への取り組みを継続して頂きたい。	事業展開する企業のコストの低下が可能となり、2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における行政簡素化に添う。
84	3. 越境EC	サーバーが国内に設置されている場合の外国企業の付加価値電信業務の手続きのハードルが高いため、中央部門から上海市への権限移譲によるEDI申請の手続き簡素化、上海自貿区全域への適用拡大など、上海自貿区で試験的に外国企業を含む一般業者の参入条件を一層緩和頂きたい。	事業展開する企業のコストの低下が可能となり、2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における行政簡素化に添う。
85		越境ECポジティブリストについて、一般貿易で輸入が許可されているもの（トマトジュース、清酒、鰹節、水溶性食物繊維、飴、チョコレートなど）について追加して頂きたい。具体事例として、トマトジュースはポジティブリストに記載がないという理由で保税庫に入庫できていない。	2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における、情報の相互連絡・共有する政府サービス体系に添う。
86	4. 自動車 (1) 関税	自貿区で生産する完成車に対しては、他国で生産された輸入車よりも関税率を先行的に引き下げて頂きたい。前回建議への回答には、完成車の関税率に関する言及はなかったため、引き続き要望する。	これが実現すれば、自貿区で生産するメリットが一層高まり、日系企業による投資を促進する。（先行先試）
87	(2) 保税エリア	現状では、輸入者は通関時に関税が課されており、販売実態としては、販売店が関税賦課後ベースで商品仕入れ・借入をしている。消費者に早く安価な車を届けるため、自動車の保税販売（販売計上時に関税支払い）を許可頂きたい。前回建議への回答には、自動車の保税販売に関する言及はなかったため、引き続き要望する。	消費者の利便性を図ることができる。

	大項目	小項目	建議内容	効果
88			保税区内のみならず、上海自貿区全域において、生産活動にかかる輸入設備の免税措置を実現し、企業の更なる投資につなげて頂きたい。	保税地域と同様、輸入設備を免税とすることにより、企業による対中投資を促進することが可能。
89		5. 通信	2019年6月30日付のネガティブリストで一部緩和が進んだことは評価するものの、① インターネット接続サービスの解禁、② インターネットデータセンター（IDC）業務の解禁、③ 通信エリア限定の撤廃、④ MVNOの解禁、⑤ ICPライセンスの緩和等を引き続きお願いしたい。	事業展開に際しての社会インフラである通信環境が改善することで、企業活動も円滑になり、当地の投資先としての魅力が増す。
90		6. 建設業	建築業界で関わる各種の資格・教育試験の基準、対応窓口を統一するワンストップサービスを導入して頂きたい。	企業の時間とコストを削減できる。
91		7. 金融	上海自貿区が特有するFT口座制度につき、細則を公布の上FT口座を活用した業務が推進できる体制を構築頂きたい。	2020年までの国際金融センター建設に寄与するものであり、「上海100か条」の自由貿易口座の機能と利用範囲の拡大にも資する。
92			2017年1月、中国人民銀行より外商投資企業の外債にかかわる通達（銀発〔2017〕9号）が公布され、当注差方式とマクロプルーデンス方式のどちらかを選択して外債を調達できる外債管理方式について、引き続き2つの方式を選択できる柔軟性の高い運用をお願いしたい。また、企業の利便性を考慮して、外債調達の対象企業を拡大頂きたい。	2020年までの国際金融センター建設実現に寄与する。

大項目	小項目	建議内容	効果
93		FT口座を通じた資金調達に際しては、FT口座関連業務として当局への報告が求められているが、同時に従来からの国際送金や資本取引関係の報告も必要となっており、銀行・企業にとって負担となっているため、報告内容の簡素化もしくは一本化をして頂きたい。	2021年までの国際金融センター建設実現に寄与する。
94		クロスボーダープーリングで集めた資金についてより柔軟な使用を認めて頂きたい（現在外貨管理局にて認定している評価を活用する、優良企業については柔軟な使用を認めるなど）。	2022年までの国際金融センター建設実現に寄与する。
95		上海自貿区で設立した外資損害保険会社がサービスを総合的に行い、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどが提供できるよう、業務範囲に「保険関連のその他業務」を加えて頂きたい。	損害保険契約における消費者の利便性や満足度を高めることができ、「上海100か条」にも添う。
96		外資系損害保険会社の許認可取得地域以外の地域での損害保険の引き受けは、大規模商業物件（投資総額1億5000万元以上かつ保険料総額が40万元超の物件）に限定されているが、①当物件の限度額を引き下げるか、又は②法人単位での付保をではなくグループ企業単位での付保も可能にして頂きたい。	外資系損害保険会社に対する規制を緩和することは、今月の全人代でも提案された外国投資法での内国民待遇に則っている。

	大項目	小項目	建議内容	効果
97			外資保険会社についても国内保険会社と同様に、1度に複数の支店開設の申請ができるようにして頂きたい。	外資系損害保険会社に対する規制を緩和することにより、今月の全人代でも提案された外国投資法での内国民待遇に則っている。
98		8. 行政手続 (1) 行政認可証	公演マネジメントや医療など特別経営項目の事業展開のために必要な「行政認可証」につき、試験区管理委員会関係のコンサルタント会社を通じて高額な手数料を支払わないと取得が難しいところ、「行政認可証」の取得の要件緩和及び期間短縮をお願いしたい。	事業展開する企業のコストの低下が可能となり、2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における行政簡素化に添う。
99		(2) コンテンツ	コンテンツの申請を出しても、制作から流通まで全てのプロセスに規制が存在し、複数の官庁が規制に関わっているケースもあり、手続きに時間を要するため、コンテンツの審査要件・検閲の規制基準を明確に示すとともに、審査期間を短縮頂きたい。その上で、禁止事項以外の内容は年齢制限を科すなどの国際通則に従った措置を採用頂きたい。	事業展開する企業のコストの低下が可能となり、2017年3月の上海自貿区の改革開放の全面深化法案における行政簡素化に添う。
100	XI. 地域性外国商会	1. 商工クラブの適法な 権益の維持・保護	外商投資法第27条に従い、上海日本商工クラブが法律・行政法規及び規則の規定に照らして関連の活動を実施し、自らの適法な権益を維持・保護できるようお願いしたい。	上海市と在上海日系企業の窓口機能が強化され、上海市の開放政策の推進に資する。